

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年12月10日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年11月25日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年10月7日午前8時57分頃、奈良市あやめ池北三丁目地内において発生した、本市の公用車が家屋の底に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 347,760円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年12月10日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年11月25日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年10月15日午後1時50分頃、奈良市紀寺町地内において発生した、本市の公用車が民家の車庫に接触し破損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 295,920円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年12月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年12月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年9月23日午後7時30分頃、奈良市宝来三丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のフロントバンパーが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 70,043円